

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神奈川県教育委員会（県立学校及び市町村立学校に在籍する教職員）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.9%
全職員	96.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	87.8%
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	101.8%
本庁係長相当職	96.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.8%
31～35年	96.9%
26～30年	93.2%
21～25年	91.9%
16～20年	93.3%
11～15年	93.8%
6～10年	95.5%
1～5年	94.2%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】 相対的に女性の給与の割合が低くなっている要因と考えられること。

- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約8割、住居手当の受給者に占める男性の割合は約6割であるため。
- ・ 教職員に対する特殊勤務手当について、男性に支給している場合が多く、特殊勤務手当の受給者に占める男性の割合は約6割であるため。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の給与支給額は女性が多いものの、「任期の定めのない常勤職員」ほど、男女で大きな差が生じていない。

※ 一部の職員（育児短時間勤務職員等）については、職員の勤務時間に応じて、平均給与額の計算のもととなる職員数を換算しています。

（例）通常の勤務時間（週38時間45分）の半分の勤務時間の職員がいた場合、人数を0.5人と換算しています。

※ 県立学校は教員のみ、市町村立学校は政令市を除く教職員（県費負担教職員）を対象としています。